

# 令和3年度 全高長・全普高 生徒指導研究委員会アンケート調査

## 研究テーマ 「持続可能な生徒指導」を目指して ～学校の“困り感”と新たな課題に関する考察 Part.2～

### 1 テーマの設定について

全高長・全普高 生徒指導研究委員会では、令和2～3年度の2か年にわたり標記テーマによる研究を行ってきました。学校現場では日々の生徒指導に追われ、とりわけ管理職は、対教職員への指導や対生徒・対保護者への対応に苦慮する場面が少なくありません。特に、情報の公開と共有、他校種や外部機関との連携など時代の変化に伴う要請に加え、成年年齢の引き下げや新型コロナウイルス感染症対策、教職員の働き方改革など、新たな対応を迫られる案件も増えてきています。また、職員の年齢構成も大きく変化し、副校長・教頭や若手教員の人材育成も喫緊の課題となっています。そこで本委員会では、昨年度、生徒指導に係る学校の“困り感”とはどのようなものか、原因はどこにあるのかについてアンケート調査を行い、一定の取りまとめを行いました。

今年度は、昨年度の調査結果を踏まえ、教員の生徒指導に係る“困り感”をさらに掘り下げて原因を追究し、各校の取組みや今後の取組みの方向性を提示することにより、「持続可能な生徒指導とは何か」を提言したいと考えました。また、昨年度も調査した校則の見直しや成年年齢の引下げ、教職員の働き方改革といった社会全体の課題ともいわれる今日的な課題に対して、学校現場では意識や取組みにどのような変化がみられているかを併せて調査し、情報を共有することとしました。

### 2 令和3年度の研究の柱立て

- 1 生徒指導に係る諸課題の現状
- 2 生徒指導上の新たな課題
- 3 生徒指導と「働き方改革」
- 4 “生徒指導マインド”を担う人材の育成

### 3 アンケート調査の具体的な方法

今年度も全国の校長先生に標記研究テーマに沿ったアンケート調査にご協力をいただきたく存じます。Word形式でのアンケート（設問用紙）とExcel形式での回答用紙をお送りいたします。

各都道府県におかれましては、6名の校長先生を回答者にお選びいただき、そしてその6名（6校）のうち、4名（4校）は現任校が全日制普通科の高等学校の方、2名（2校）を現任校が全日制専門学科又は総合学科の高等学校としてください。学年制・単位制は問いません。できましたら令和3年度の「生徒指導研究協議会」（10月実施）にご出席（予定）の校長先生を優先して選んでいただくとありがたいです。

#### 4 アンケート調査の回答と提出

ご協力をいただきましたアンケート調査の回答は、次の(1)～(4)の各項目をご確認のうえ、神奈川県までご提出ください。なお、学校名を記入していただく必要はありません（回答に都道府県名を記入していただく項目はあります）。

(1) 各都道府県の代表者の方にはお手数をおかけしますが、6通（6校）の回答用紙をお取りまとめいただき、6通のファイルをそのまま電子メールに添付して一括送信していただければ結構です。集計する必要はありません。

(2) 各校の回答用紙のファイル名は次のとおりとしてください。

【□□□都道府県①～⑥】\_全高長生徒指導（回答）

例：【神奈川県⑥】\_全高長生徒指導（回答）

(3) 各都道府県代表の方のご提出いただく電子メールの件名は次のとおりとしてください。

【□□□都道府県】\_全高長生徒指導（回答）

例：【神奈川県】\_全高長生徒指導（回答）

(4) 提出期限と回答の送付先は次のとおりです。

今年度は全普高への原稿締切が9月10日となっている関係で、急ぎのアンケート調査への協力依頼となりました。ご多用の中、大変恐れ入りますが、ご協力よろしく願いいたします。

■送付期限 令和3年7月21日（水）（厳守でお願いいたします）

■送付先 神奈川県立足柄高等学校 校長 牛久保 浩一

電子メールアドレス [ko-ushi@pen-kanagawa.ed.jp](mailto:ko-ushi@pen-kanagawa.ed.jp)

## アンケート調査（設問用紙）

次の各質問に対する回答を **選択肢群** の中から記号で選び、回答用紙の所定の欄に入力してください。また、「その他」の記号を選択した場合には、自由記述の欄にも具体的な回答やご意見を記述してください。なお、回答に該当するものがない場合には、回答欄は無記入で構いません。（そのような設問に対しては「回答数0～3」などと表示してあります）

### ☆基本データ（回答者のプロフィール） 設問の趣旨

回答者である貴職に関して伺います。今回のアンケート調査は、「現任校」のみならず、これまでの管理職経験、また校長経験に照らした皆様のご知見をいただくことで、より厚みのある調査に仕上げたいと考えています。

このアンケートで「最近」あるいは「これまでの」という表記がある場合、貴職が初めて学校管理職に就いて以降、今日までの期間をさし、また「現任校で」と限定した質問は、貴職が現在校長として勤務している学校でのことを意味するものと、それぞれお考えください。

なお、都道府県・法人等によって管理職の職制や呼称が異なる場合がありますが、回答者ご自身が設問の趣旨を踏まえ、適宜ご判断ください。

#### 【基本プロフィール（1）】

貴職が現在勤務する学校の所在都道府県名を回答欄にお答えください（選択ボタンから回答）。

#### 【基本プロフィール（2）】

貴職が現在校長として勤務している学校の学科名をお答えください。（回答数1）

（並置校の場合は、生徒数の多い方の学科を一つお答えください。）

a 普通科    b 専門学科    c 総合学科    d その他（ ）

#### 【基本プロフィール（3）】

現任校を含め、学校管理職としての経験は何年ですか。（回答数1）

a 1年目    b 2～3年目    c 4～5年目    d 6～7年目  
e 8～9年目    f 10年以上

#### 【基本プロフィール（4）】

現任校は、校長として何校目の勤務校ですか。（回答数1）

a 1校目    b 2校目    c 3校目    d 4校目    e 5校目以上

【設問A 「生徒指導に係る諸課題の現状」について】

☆「生徒指導に係る諸課題の現状」 設問の趣旨

このテーマでの昨年度の質問では、保護者対応に係る学校の“困り感”を抽出することができましたが、今年度は具体的な事例を尋ね、情報の公開や外部機関との連携状況とその効果、保護者と学校との関係性をどう構築していくか、将来の方向性等を検討します。

- 1 「家庭の教育力の低下」について
- 2 保護者対応において管理職が困ったと感じる点について
- 3 生徒指導に関する法的支援、法曹関係者の活用について
- 4 校則（生徒心得）及び生徒指導基準（内規）の見直しについて

1 「家庭の教育力の低下」について

昨年度の本研究委員会のアンケートでは、「家庭の教育力の低下」が課題となっているとの回答が多く（回答者の79%）寄せられました。具体的にはどんなときに家庭の教育力の低下を感じますか。貴職のこれまでの経験の中で強く感じているものを、a～hのうちから0～3つの範囲でお答えください。（回答数0～3）

- a 保護者が子どもの学業生活に関心を示さない、本人任せである
- b 保護者が子どもの教育について学校任せである
- c 保護者が過保護・過干渉で、甘やかし過ぎである
- d 保護者が面談等で学校に来ることを拒む
- e 保護者が学校からの連絡に応じない
- f 保護者が校則（生徒心得）を理解していない、遵法・規範意識が低い
- g 保護者が子どもと共に過ごす時間を持っていない
- h その他（自由記述： ）

2 保護者対応において管理職が困ったと感じる点について

（1）これまでの貴職の経験の中で、「保護者の言動や対応」で困った事例があれば、該当するものを、a～kのうちから0～3つの範囲でお答えください。（回答数0～3）

- a 学校から保護者への連絡がつかない
- b 学校からの来校要請に応じない
- c 教員の家庭訪問を拒否する
- d 学校の指導に理解を示さず協力しない
- e 保護者が長時間の電話または頻繁な電話をかけてくる
- f 学校での保護者との面談が長時間に及ぶ
- g 保護者が学校の対応に不満などがあると学校を飛び越えて頻繁に教育委員会に連絡する
- h 学校と保護者が対立関係のまま、学校とのパートナーシップが築けない
- i 保護者が教員に対して暴言や暴力を振るう

- j 保護者が一般的な社会通念を理解せず、生徒指導の価値観を共有できない
- k その他（自由記述：                    ）

(2) これまでの貴職の経験の中で、「保護者からの要求内容」で困った事例として該当するものを、a～jのうちから0～3つの範囲でお答えください。（回答数0～3）

- a 内容のいかんにかかわらず、管理職との直接対応を要求する
- b 本来家庭の役割と考えられることを含め、学校が全て対応するように要求する
- c ホームルーム担任や部活動顧問の交代や復帰等を要求する
- d 対立する保護者間の調整を要求する
- e 卒業・進級・在籍に関する理不尽な要求を行う
- f いじめ事案等での当事者となる生徒、又はその保護者に謝罪を要求する
- g 物品の破損、紛失に対する理不尽な補償を要求する
- h 教員への謝罪を要求する
- i 校長名での文書による説明・念書・謝罪等を要求する
- j その他の要求（自由記述：                    ）

(3) これまでの貴職の経験の中で、「保護者が学校以外の機関に連絡したこと」により結果として対応に苦慮した事例として該当するものをa～fのうちから0～3つの範囲でお答えください。（回答数0～3）

- a 学校の対応について教育委員会に連絡した
- b 学校の対応について弁護士に連絡した
- c 学校の対応について警察に連絡した
- d 学校の対応についてその他の機関（            ）に連絡した
- e 学校の対応について弁護士以外の親類・知人等の代理人に連絡した
- f その他（自由記述：                    ）

(4) これまでの貴職の経験の中で、「特別指導の指導方針説明」を生徒及び保護者に対して行う際に、保護者の理解が得られなかった事例があった場合、その内容となるものとして該当するものをa～iのうちから1～3つの範囲でお答えください。(回答数1～3)

- a 学校の生徒指導に関する方針
- b 当該事案に対する特別指導の内容(指導日数など)
- c 他生徒との指導内容のバランス
- d 被害に対する補償内容
- e 教職員の対応(言葉遣い・態度・口調など)
- f 学校の事実確認の過程
- g 学校の個人情報の取り扱いについて
- h その他の内容(自由記述: )
- i 保護者の理解が得られなかった事例はない

(5) 保護者とのトラブル対応や防止に向けて、貴職の現任校では日常からどのような対策を講じていますか。特に留意している事柄をa～iのうちから1～3つの範囲でお答えください。(回答数1～3)

- a 事案が発生するごとに担当教員と管理職間で対応方針を共有し、見通しを立てて保護者対応している
- b 保護者との対応は必ず複数教員による対応としている
- c 自校には必ず生徒指導への対応に経験豊富な主幹教諭(総括教諭)などを配置するようになっている
- d 校長が先頭に立って直接対応するようにしている
- e 教職員と保護者の言動について、必要に応じて学校側が録音するなど記録している
- f 小さなトラブルでも教育委員会に連絡・報告・相談を行い、助言・指示を仰ぐようにしている
- g 主に若手教員を対象とした保護者や地域住民対応に関する校内研修を行い、日ごろからの対応に注意させている
- h 特に対応策を立ててはいない
- i その他(自由記述: )

### 3 生徒指導に関する法的支援、法曹関係者の活用について

(1) 昨年度の本研究委員会のアンケートでは、全体の56%の方が「スクールロイヤーや法律の専門家による法的支援の必要性を感じる」と回答し、また、都道府県教育委員会にはすでに専門家が配置されているという回答も全体の3分の2ほどを占めていました。

スクールロイヤーを活用する場合に、どのような役割を期待しますか。該当するものをa～eのうちから0～3つの範囲でお答えください。(回答数0～3)

- a 個別の事案についての法的助言
- b 日常的な学校の危機管理についての法的助言
- c 保護者等との話合いの場への同席
- d 「いじめ」事案に対する法的助言
- e その他(自由記述: )

(2) 昨年度の本研究委員会のアンケートで、「専門家の支援を必要と感じた事案・場面とは」の問いに対し、回答者の31%が「保護者や第三者が執拗な要求・理不尽な要望を通そうとした」を選択していました。

これまでの貴職の経験の中で、保護者や第三者が執拗な要求・理不尽な要望を通そうとしたことはありますか。また、ある場合には、具体的にどのような要求・要望でしたか。該当するものをa～hのうちから0～3つの範囲でお答えください。(回答数0～3)

- a 学校の不適切な対応等に対する補償としての卒業・進級・転学の要求
- b 退学勧告等の措置に納得できないとして、措置の撤回を要求
- c 物品の紛失や破損等に対する学校への損害賠償の請求
- d 学校管理下における怪我等、事故に対する学校への損害賠償の請求
- e 生徒指導事案の被害・加害生徒への学習保障
- f 職員の言動(指導)に対する損害賠償の請求
- g 職員の言動(指導)に対する行政処分の要求
- h その他(自由記述: )

(3) 昨年度の本研究委員会のアンケートでは、「法的支援が学校に及ぼす効果について」の問いに対し、回答者の72%が「事案の法的な意味を理解し見通しをもって対応できる」と回答していました。

これまでの貴職の経験の中で、法的支援を受けたことにより、法的な視点を理解し、見通しをもって対応されたことはありますか。a・bのいずれかお答えください。(回答数1)

- a ある
- b ない

(4) (3) で「a ある」と回答された方にお尋ねします。それは具体的にどのような事案でしたか。該当するものを a～h のうちから 1～3 つの範囲でお答えください。(回答数 1～3)

- a 学校の不適切な対応等に対する補償としての卒業・転学の要求
- b 退学勧告等の措置に納得できないとして、措置の撤回を要求
- c 物品の紛失や破損等に対する学校への損害賠償の請求
- d 学校管理下における怪我等、事故に対する学校への損害賠償の請求
- e 生徒指導事案の被害・加害生徒への学習保障
- f 職員の言動（指導）に対する損害賠償の請求
- g 職員の言動（指導）に対する行政処分の要求
- h その他（自由記述：                    ）

(5) 保護者対応に関して、法律の専門家の支援を受ける必要性を感じながらも、実際には受けなかったケースもあると思います。それはなぜですか。該当するものを a～f のうちから 0～3 つの範囲でお答えください。(回答数 0～3)

- a 手続きが煩雑だと感じていたから
- b 法律の専門家が介入することで、かえって保護者との関係がこじれてしまうことが懸念されたから
- c 高額な費用がかかることが心配されたから
- d 教育委員会への報告、相談と助言によって対応できたから
- e 法的支援をする体制が自分の都道府県に整備されていないから
- f その他（自由記述：                    ）



#### 4 校則（生徒心得）及び生徒指導基準（内規）の見直しについて

昨年度の本研究委員会のアンケートにおいて「校則（生徒心得、生活の規則）」及び「生徒指導基準（内規）」の見直し状況について尋ねたところ、見直し予定あり(35%)、見直し予定なし(34%)、すでに見直し終了(25%)、という結果になりました。校則については国民の関心も高く、経年変化や傾向を見極めるための調査を今年度も行います。

(1) 貴職の現任校において、生徒心得（生活の規則）の周知の範囲をどのようにしていますか。

a～gのうちから最も適当なものを1つお答えください。（ここでは校則を「生徒心得」「生活の規則」に相当するものとします。）（回答数1）

- a 生徒心得（生活の規則）を自校生徒と保護者だけでなく、広く一般に公開している
- b 生徒心得（生活の規則）を自校生徒と保護者に文書により周知している
- c 生徒心得（生活の規則）を自校生徒と保護者に口頭で周知している
- d 生徒心得（生活の規則）というまとまったものは存在していないが、自校生徒と保護者に文書で周知している。
- e 生徒心得（生活の規則）というまとまったものは存在していないが、自校生徒と保護者に口頭で周知している。
- f 生徒心得（生活の規則）というまとまったものは存在しておらず、自校生徒や保護者に個別対応している。
- g その他（自由記述：                    ）

(2) (1) で「a 広く一般に公開している」と回答された方にさらにお尋ねします。公開する理由として、a～cのうちから最も適当なものを1つお答えください。（回答数1）

- a 教育委員会からの指示
- b 学校の生徒指導方針を広く周知し、生徒や保護者、地域の方々に理解してもらうためという校長の判断
- c その他（自由記述：                    ）

(3) (1) で「a～e」のうちから回答された方にさらにお尋ねします。生徒心得（生活の規則）をどのような形で周知・公開していますか。a～fのうちから該当するものをすべてお答えください。（回答数1～6）

- a 学校のホームページで公開している
- b 生徒手帳に記載して毎年全生徒に配付している
- c 「新入生の手引き（しおり）」等の形で入学時に生徒・保護者に文書で示している
- d 生徒と保護者を交えた入学時のオリエンテーションの際に、教職員が口頭説明している
- e 入学後のオリエンテーションの際に、教職員が生徒に口頭説明している
- f その他（自由記述：                    ）

(4) (1) で「b～f」のうちから回答された方にさらにお尋ねします。一般に公開していないのはどの理由からですか。a～eのうちから最も適当なものを1つお答えください。（回答数1）

- a 教育委員会の判断・指示があった
- b これまで一般公開することが校長の念頭になかった
- c 一般に公開する必要はないと校長が判断している
- d 自校に生徒心得（生活の規則）となるようなまとまった規則がない
- e その他（自由記述：                    ）

(5) (1) で「b～f」のうちから回答された方にさらにお尋ねします。貴職の現任校において、今後、生徒心得（生活の規則）を一般に公開する予定はありますか。a～cのうちから最も適当なものを1つお答えください。（回答数1）

- a 今後公開する予定である
- b 当面公開する予定はない
- c 検討中である

(6) 貴職の現任校において、平成31(令和元)年度から令和3年6月までの間に生徒心得（生活の規則）の見直しを行いましたか。a～dのうちから最も適当なものを1つお答えください。（回答数1）

- a 見直しを行った（現在行っている）
- b 今年度中に見直しを行う予定である
- c 今のところ見直しを考えていない
- d 生徒心得（生活の規則）となるようなまとまった規則がない

(7) (6) で「a 見直しを行った（現在行っている）」と回答した方にお尋ねします。どのような見直しを行いました（行っています）か。a～hのうちから該当するものをすべてお答えください。（回答数1～8）

- a 表現が不適切と捉えられる文言の修正
- b 社会情勢に合わせた指導方針の抜本的な変更
- c 成年年齢の引き下げ
- d 人権に配慮した指導方法の変更
- e 制服・服装の規定
- f SNSの利用に関する規定
- g スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの利用に関する規定
- h その他（自由記述：                    ）

(8) 次に、貴職の現任校において、生徒指導基準（ここでは「特別指導に関する規定」を指すものとします。）については、生徒・保護者等に公開していますか。a～cのうちから最も適切なものを1つお答えください。（回答数1）

- a 公開している
- b 今後公開する予定である
- c 公開しておらず、公開する予定もない

(9) (8) で「a 公開している」「b 今後公開する予定である」と回答した方にお尋ねします。どのような形で公開しています（行う予定です）か。a～fのうちから該当するものをすべてお答えください。（回答数1～6）

- a 学校のホームページで公開している
- b 生徒手帳に記載して全生徒に配付している
- c 「新生生の手引き（しおり）」等の形で入学時に生徒・保護者に文書で示している
- d 生徒と保護者を交えた入学時のオリエンテーションの際に、教職員が口頭説明している
- e 入学後のオリエンテーションの際に教職員が生徒に口頭説明している
- f その他（自由記述：                    ）

(10) (8) で「c 公開しておらず、公開する予定もない」と回答した方にお尋ねします。公開しないのはどの理由からですか。a～dのうちから最も適当なものを1つお答えください。  
(回答数1)

- a 教育委員会の判断、指示
- b 公開すべき内容ではないという校長の判断
- c 自校に明確な生徒指導基準がなく、事案が発生するごとに判断しているため
- d その他（自由記述：                    ）

(11) 貴職の現任校において、平成31(令和元)年度から令和3年6月までの間に生徒指導基準（特別指導の規則）の見直しを行いましたか。a～dのうちから最も適当なものを1つお答えください。（回答数1）

- a 見直しを行った（現在行っている）
- b 今年度中に見直しを行う予定である
- c 今のところ見直しを考えていない
- d 生徒指導基準（特別指導に関する規定）そのものがない

(12) (11) で「a 見直しを行った(現在行っている)」と回答した方にお尋ねします。どのような見直しを行いました（行っています）か。a～iのうちから該当するものをすべてお答えください。（回答数1～9）

- a 表現が不適切と捉えられる文言の修正
- b 社会情勢に合わせた指導方針の抜本的な変更
- c 特別指導項目ごとの指導期間
- d 生徒支援・生徒相談に係る加筆修正
- e 成年年齢の引き下げ
- f 頭髪・服装指導
- g SNSの使用
- h 外部機関との連携
- i その他（自由記述：                    ）

【設問B 「生徒指導上の新たな課題」について】

☆「生徒指導上の新たな課題」 設問の趣旨

ここでは、生徒指導上の新たな課題として、①令和4年4月1日より施行される成年年齢の引下げと、②令和2年度から引き続き「新型コロナウイルス感染症への対応」の2点を取り上げ、この2か年間の各校の対応や意識の変化について考察します。

5 民法改正により令和4年4月1日より成年年齢がこれまでの20歳から18歳に引き下げられ、また少年法の改正（令和3年5月）により18、19歳の少年は「特定少年」と位置付けられるようになったことから、高等学校現場においても必要な対応が迫られています。

ここでは課題の共有と研修の必要性に関して2点お尋ねします。

(1) 成年年齢の引下げに関し、貴職が高校現場において特に不安と考える事柄を、a～hのうちから0～3つの範囲でお答えください。(回答数0～3)

- a 転退学などの学籍異動の届出に保護者の同意が不要となること
- b 保護者による授業料や諸会費の不払い、繰り延べ
- c アルバイトを行う生徒が増加すること
- d 親元から離れて生活する生徒が増加する可能性があること
- e 商取引の契約に関して、未成年を理由とした契約解除を保護者ができなくなることによる金銭トラブルの増加
- f 個人情報の取り扱いについて、親と情報共有することに本人の合意を得ること
- g 同じ学年（年次）の中で、18歳以上の生徒と18歳未満の生徒が存在することで、学校がどのように指導の統一を図る（図れる）か
- h その他（自由記述：                    ）

(2) 貴職の現任校において、成年年齢引下げによる高等学校現場の対応として、令和3年度末までに行う（または既に実施した）ことはありますか。該当するものをa～hのうちから0～3つの範囲でお答えください。(回答数0～3)

- a 都道府県教育委員会が主催する管理職対象の法曹関係者を講師とする研修会
- b 教育委員会発出の、成年年齢引下げへの対応に関する生徒、保護者宛周知文書の配布
- c （都道府県単位）PTA活動の一環として法曹関係者を講師に招いた保護者対象研修会
- d （自校独自）PTA活動の一環として法曹関係者を講師に招いた保護者対象の研修会
- e （自校独自）法曹関係者を講師に招いた教職員対象の研修会
- f （自校独自）法曹関係者を講師に招いた生徒対象の学習会
- g 地理歴史・公民科、保健体育科、家庭科等の授業やホームルーム活動において担当教員から全生徒への周知
- h その他（自由記述：                    ）

6 昨年度の本研究委員会のアンケートでは、「新型コロナウイルス感染症の拡大により生徒の健康、学習、進路、部活動など、心身に不安な感情があった」という回答が多くありました。

貴職の現任校で令和2～3年度に実際に取られた対策のうち、特に力を入れたと考えるものをa～hのうちから0～3つの範囲でお答えください。(回答数0～3)

- a 感染対策の徹底や保健所との連携体制を整え、教育活動を止めないようにした
- b スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの勤務日数、対応人数を増やした
- c ホームページや学習用アプリ(例:Google Classroom)等の伝達手段を積極的に活用したり、又は生徒・保護者との面談回数を増やしたりするなど、生徒、保護者との連絡を密にして不安解消に努めた
- d 全校で双方向のオンライン授業の実施に取り組み、学習での教員対生徒間、生徒間相互のコミュニケーションを確保した
- e 補習・講習の機会を増やしたり、オンデマンドの配信授業を展開したりして生徒の学習の機会を確保した
- f 文化祭や体育祭を実施する又は代替行事を行うなど、学校行事を確保した
- g 部活動への加入を促進する取組みを強化し、生徒の学校への帰属意識、仲間意識の醸成に努めた
- h その他の具体策(自由記述: )

7 新型コロナウイルス感染症に伴う学校教育の変化について、令和元年度と令和2年度を比較して、生徒の学籍に係る部分でどのような変化があったかお尋ねします。

(1) 貴職の現任校では、令和2年度の生徒の欠席日数(欠席率。コロナ感染症関係での出席停止扱いは除く)に変化はありましたか。a～cのうちから最も適当なものを1つお答えください。(回答数1)

- a 生徒の欠席数(率)は増加(上昇)した
- b 特に顕著な変化は認められなかった
- c 生徒の欠席数(率)は減少(低下)した

(2) 貴職の現任校では、令和2年度の転・退学者数(生徒総数に占める割合)に変化はありましたか。a～cのうちから最も適当なものを1つお答えください。(回答数1)

- a 増加した
- b 特に顕著な変化は認められなかった
- c 減少した

(3) 貴職の現任校では、令和2年度のスクールカウンセラーへの相談件数に変化はありましたか。a～cのうちから最も適当なものを1つお答えください。(回答数1)

- a 増加した
- b 特に顕著な変化は認められなかった
- c 減少した

(4) 貴職の現任校では、令和3年3月の卒業生の進路状況について、前年度と比較した上で変化はありましたか。a～gのうちから最も大きな変化があったと考えるものを1つお答えください。(回答数1)

- a 四年制大学への進学希望者が増加した
- b 進路希望を四年制大学から短期大学、専門学校へ変更した生徒が増加した
- c 進路希望を就職から短期大学、専門学校進学へ変更した生徒が増加した
- d 進路希望を進学から就職へ変更した生徒が増加した
- e フリーター、ニートや進路先未定の生徒が増加した
- f 特に顕著な変化は認められなかった
- g その他（自由記述：                    ）

【設問C 「生徒指導と『働き方改革』について】

☆「生徒指導と『働き方改革』について 設問の趣旨

働き方改革はこの数年来、教員だけでなく社会全体の課題とされてきました。令和2年度の生徒指導研究委員会の調査において、「生徒・保護者対応に係る業務」は教員の多忙感の要因であるとの回答が多く寄せられました（回答者の88%）。そこで今年度は、多忙感解消に向けた取組みとして、学校閉庁日の実施、留守番電話や公務用携帯電話の導入を取り上げ、その効果について考察します。

8 教職員の働き方改革に関連して、お尋ねします。

(1) 昨年度の本研究委員会のアンケートでは、働き方改革の解決策として、53%の回答者が「校内担当職員の増員」を選択しています。

貴職の現任校には、(授業を持たない)生徒指導又は教育相談(コーディネーター)専任の教員は配置されていますか。該当するものをa～cのうちからお答えください。(回答数1～2)

- a 生徒指導もしくは教育相談(コーディネーター)専任の教員が自校に配置されている
- b 生徒指導、教育相談(コーディネーター)専任の教員はどちらも自校には配置されていない
- c その他(自校には配置されていないが、勤務する都道府県内には該当校があることをご存じである場合には、bだけでなくcにもチェックしてください)

(2) 貴職の現任校では、年末年始を除き、学校閉庁日が設定されていますか。a・bのいずれかをお答えください。(回答数1)

- a 設定されている(年間\_\_\_\_日)
- b 設定されていない

(3) (2)で「a 設定されている」と回答された方にお尋ねします。学校閉庁日にはどのような効果がある(ない)と感じますか。a～fのうちから最も感じるものを1つお答えください。(回答数1)

- a 全職員が同時に休めることで、他の職員に迷惑がかからない
- b まとまった日数を休めるために心身のリフレッシュができる
- c 業務を計画的に行うことができる
- d 業務自体は減らず、他の勤務日に業務のしわ寄せがいくので働き方改革にならない
- e 年末年始と異なり、他の機関等との連絡が取れないなど、不自由である
- f その他(自由記述: \_\_\_\_\_)



(4) 貴職の現任校では、勤務時間外の外部からの電話対応について、留守番電話を導入していますか。a～cのうちから最も適当なものを1つお答えください。(回答数1)

- a 留守番電話を導入し、着信に対する録音機能は設定していない
- b 留守番電話を導入し、着信に対する録音機能を設定している
- c 留守番電話を導入していない

(5) (4)で「a 留守番電話を導入し、着信に対する録音機能は設定していない」を回答された方にお尋ねします。学校に留守番電話を導入した場合の効果として最も大きいと考えるものを、a～dのうちから1つお答えください。(回答数1)

- a 留守番電話の時間帯は、外部からの連絡を気にせず、落ち着いて業務に当たることができる
- b 勤務時間内に業務を完了する、あるいは勤務時間外には業務を行わないという意識が定着する
- c 効果があるとは感じられない
- d その他(自由記述: )

(6) すべての回答者にお尋ねします。学校に留守番電話を(録音機能があるなしを問わず)導入した場合に課題と考えられるものを、a～dのうちから0～3つの範囲でお答えください。(回答数0～3)

- a 留守番電話の導入とは関係なく日常業務が多いので、働き方改革としての効果は小さい
- b 留守番電話の導入により時間外の生徒・保護者等からの連絡がつきにくくなることで、保護者や外部機関からの不満が高まる
- c 留守番電話の代替として、緊急対応用の公務用携帯電話を管理職が常時携帯する、着信専用電子メールアドレスの設定、教育委員会との連絡方法の整備など、別の対応が必要になる
- d その他(自由記述: )

(7) 貴職の現任校では、勤務時間外の生徒・保護者との連絡方法として、学校が準備した公務用携帯電話を用いる対応策をとっていますか。a～dのうちから最も適当なものを1つお答えください。(回答数1)

- a 教育委員会が各校に配備した携帯電話を必要に応じて職員に貸し出している(校内で\_\_\_\_台配備)
- b 各校が独自に配備した携帯電話を必要に応じて職員に貸し出している(校内で\_\_\_\_台配備)
- c 学校所有の携帯電話はない
- d 携帯電話以外の対応方法をとっている(具体的には\_\_\_\_\_)

【設問D 「『生徒指導マインド』を担う人材の育成」について】

☆「『生徒指導マインド』を担う人材の育成」 設問の趣旨

ここでは、副校長・教頭の人材についての現状を校長はどう捉えているのか、また、校長が管理職となってからの経験の中で、管理職や若手教員の人材育成としてどのような手立てを行っているのか尋ね、課題等の共有を図ります。

9 「校長の困り感」と管理職、若手教員の人材育成について

(1) 管理職の人材育成について、貴職がこの10年間ほどの傾向として感じていることとして該当するものを、a～gのうちから1～3つの範囲でお答えください。(回答数1～3)

- a 学校現場の経験年数の少ない教員が管理職に登用されるケースが多くなっている
- b 教育行政を経験して広い視野から課題を俯瞰できる管理職の人数が増えている
- c 校務分掌のうちで特定の業務にのみ力を発揮する管理職が多くなっている
- d 根拠などを踏まえて自信を持って職員を指導できない管理職が増えている
- e 校長と副校長・教頭とのコミュニケーションが少なくなってきたと感じる
- f 顕著な傾向は認められない
- g その他(自由記述: )

(2) 貴職がこれまでの勤務校の中で、副校長・教頭の生徒指導に係る人材育成を目的に、特に留意して取り組んできたこととして該当するものを、a～fのうちから1～3つの範囲でお答えください。(回答数1～3)

- a 生徒指導事案については、職員からまず副校長・教頭に報告・連絡・相談させてから校長に連絡させるようにしている
- b 校長は生徒指導事案に対して、副校長・教頭にまず意見具申をさせて判断するようになっている
- c 軽微な生徒指導事案への対応については、副校長・教頭の判断に委ねている
- d 外部からの電話対応については、副校長・教頭段階で適切な初期対応をするように指導している
- e 緊急性の高い生徒指導事案は担当職員と校長の直接のやりとりを原則とすることで、事案の重要度を副校長・教頭に知らしめている
- f その他(自由記述: )

(3) 貴職が生徒指導に携わる若手教員の人材育成を目的に、特に留意して取り組んできたこととして該当するものを、a～gのうちから1～3つの範囲でお答えください。(回答数1～3)

- a 生徒指導・支援・相談のスペシャリストとなる教員を育成している
- b できるだけ多くの若手教員に生徒指導・支援・相談関係の校務分掌(グループ)を経験させようとしている
- c 生徒指導事案が発生してからの対応方法をマニュアル化して職員に周知している
- d 住民からの電話への対応や保護者対応についての校内研修会を定期的に行っている
- e 育てたい人間像や規則の成り立ちの確認など、学校の教育方針と若手教員の思いをすり合わせることを目的とした管理職面談を実施している
- f 生徒への対応について、生徒指導に関する職員会議やケース会議で共有を図ることで少しずつ経験値を高めさせている
- g その他(またはa～dの具体例。自由記述:                  )

以上でアンケートは終了です。ご協力ありがとうございました。